

## 商標取消手続きに関するガイドライン

商標登録者はその登録商標を使用する義務を有し、使用のニーズがなくなった自己の名義に係る遊休商標について、商標資源の更なる解放と市場の活性化を図るよう、自発的に取消・処分することができる。事業者が商標取消手続きを理解し、正しく利用できるよう、本ガイドラインを作成した。

### 一、適用範囲

本ガイドラインでいう「商標取消」とは、『商標法』およびその実施条例の規定に従い、商標登録者が自発的に取消を申請することにより登録商標の専用使用権の全部または一部を放棄し、その結果、商標の専用使用権が消滅する、またはその一部が消滅することをいう。

### 二、具体的な要求と手続き

#### (一) 商標

商標取消申請は、有効な登録商標について行うものとする。

異議申立、不登録審判およびその訴訟、拒絶、拒絶審判およびその訴訟等のプロセスにあり、まだ登録が許可されていない商標や、商標の有効期間を超過したまたは無効となった登録商標、ならびに人民法院に差し押さえられ、凍結された商標については、商標取消を申請してはならない。質権を設定された商標について、その取消は質権者の同意が必要とされる。

#### (二) 手続きの主体

商標取消申請は商標登録者が行うものとし、申請人の名称は商標ファイルに記録された商標登録者の名称と一致しなければならない。

共有商標について取消申請を提出する場合、代表者の名義で提出し、かつ共有者全員の同意を得なければならない。共有者全員は申請書（第1頁および添付頁）または委任状に押印または署名するとともに、身分証明書の写しを提出しなければならない。

商標登録者の名義が承認を経て登録機関で変更された場合、変更後の名義で商標取消を申請し、関連主体の名義変更の証拠書類および変更後の営業許可書等を添付しなければならない。前記事情のある当事者は先に商標の変更申請をする必要がなく、直接商標取消申請をすることができる。

商標取消申請人は、相応の民事権利能力および行為能力を有していなければならない。民事権利能力および行為能力を失った、または消滅した法人ま

たはその他の組織および死亡した自然人については、その適法で有効な後見人、承継人または相続人等が商標取消を申請することができる。上記の状況下での取消申請は、元の商標登録者の名義で提出しなければならないが、客観的な理由により署名または捺印が不可能な場合は、関連する説明および証拠資料を添付することができる。

### (三) 商品または役務

商標取消申請は、有効な登録商標の使用が認められた商品または役務について行わなければならない。取消申請がなされた商品または役務の区分および品目は、商標ファイルに記録されている使用商品または役務の区分および品目と一致しなければならない。商標の取消申請は、有効な登録商標の使用が認められた商品または役務の全部または一部について行うことができる。

### (四) 利害関係人に係る商標取消

商標取消に成功すると、商標の専用使用権は消滅するか、一部消滅することになるため、商標権譲渡申請の譲受人、質権者、被許諾者、司法差押事件の当事者等の利害関係人がいる商標について取消申請を提出する場合、原則として、利害関係人が発行した書面による取消同意書を提出しなければならない。

商標取消申請人は取消を申請する時に、または取消申請の審査プロセスにおいて上記の事情が存在する場合、自発的にまたは補正の要求に従い、関連する証明書類を提出することができる。

### (五) 申請の方式と要求

商標取消申請は、商標オンラインサービスシステムを通じてオンラインで提出するか、指定場所へ行ってオフラインで提出することができ<sup>1</sup>、かつ要求に従って「商標取消申請書」と「商標登録証」の原本（電子申請の場合は別途郵送で返送してもよく、返送できない場合はその理由を述べなければならない）、申請人の身分証明書のコピー、当該登録商標取消に同意する旨の書面による書類等をアップロードする、または提出しなければならない<sup>2</sup>。申請書類が外国語によるものである場合、その中国語の翻訳文も提出しなければならない。

団体商標または証明標章の取消申請にあたって、すべての利害関係人が発行した「取消に同意する」旨の書面を提出しなければならない。そのうち、地理的表示の団体標章・証明標章の取消申請は、地方政府または主管部門が

<sup>1</sup>手続きの場所は、国家知識産権局ウェブサイト-商標出願ガイドライン-「登録商標の取消申請」を参照することができる。

<sup>2</sup>手続きの詳細および資料の要求は、上記ウェブサイトのガイドラインを参照することができる。

発行した「当該地理的表示の取消申請に同意する」旨の認可書も提出しなければならない。

#### (六) 商標取消の効力

審査の結果、取消が認められた商標については、取消申請人に書面にて通知し、公告する。登録商標の専用使用権または取消を申請された商品・役務品目の一部における登録商標の専用使用権は、商標登録部門が取消申請を受領した日をもってその効力を失う。一部取消申請がなされた商標について、「商標登録証」は改めて発行される。

#### (七) 取消申請の取下げと中止

商標取消申請人が取消申請を取り下げる場合、書面による申請書を提出しなければならない。当該取消申請がまだ承認されていないこと、および、取下げ理由が合理的であることが確認された後、取下げが認められ、取消審査は終了する。

取消審査のプロセスにおいて、利害関係人による異議申立があった、関連する審判案件の審理に影響を及ぼした、または譲渡登録等によって取消が認められない等の事情がある場合、関連する期間内に取消審査を中止することができる<sup>3</sup>。

### 三、商標取消手続きの正確な理解と運用

商品または役務の出所を識別し区別するために使用される標識として、商標は使用を経て、始めて消費者に具体的な商標に触れる機会を与え、良好な経営に基づいて営業上の信用を生成し蓄積することができる。商標の生命は使用にあり、商標の使用は商標の役割を果たすための基本的な前提条件である。

#### (一) 関連する事業体はその遊休商標を自発的に処分することができる

実務上、事業体はその経営状況、事業戦略、主要商品・役務の変化等様々な事情により、有効な登録商標を使用する意思や必要性がなくなる場合がある。当該事業体は自発的に自己の名義に係る遊休商標の取消を申請することができる。

また、消滅した法人またはその他の組織にとっては、商標の専用使用権が企業の取消によって自動的に消滅することはない。関連する事業体は、具体的な状況に基づいて、自己の名義に係る商標を積極的に処理すべきであり、使用されなくなった遊休商標について自発的に取消申請を提出することがで

<sup>3</sup>具体的な状況の詳細は、「商標審査審理指南 2021」第 11 章第 5.5 節をご参照ください。

きる。

## (二) 遊休商標が適時に処分されなかった場合に起こり得る結果

中国商標法の関連規定によると、登録商標が正当な理由なく連続して3年間使用されない場合、いかなる単位または個人でも商標取消を申請することができる。遊休商標は長期にわたり実際に使用されていないため、いつでも登録取消という法的な結果に直面する可能性がある。

普通、消滅した法人もしくはその他の組織または死亡した自然人の名義で存在する、長期間使用されておらず、権利義務の承継主体の存在を証明する証拠もない遊休商標は、市場で使用され続けることはなく、消費者も当該商標に触れることができず、一般的に消費者に商品や役務の出所を混同・誤認させることはない。

## (三) 関連する事業体は自己の名義に係る違法商標を自発的に処分するべき

中国商標法第44条および第45条の規定によると、商標法の関連規定に違反する商標、欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録された商標について、関連する主体は無効宣告を請求することができる、となっている。国家知識産権局は、職権により上記一部の不正登録商標の無効宣告を行うこともできる。また、悪意の商標出願に該当する場合、出願人は警告、罰金等の罰則を受けることになり、罰則情報は法律に基づき、国家企業信用情報公開システムに掲載され、社会に公開されることになる。

そのため、関連する事業体は、自己の名義で関連する法律に違反して登録された商標があることを知った場合、自発的に当該商標を取り消し、処分するべきである。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。